

# パソコンソフト使い放題サービス販売規約

## (規約の適用)

第1条 株式会社ヤマダホールディングス（以下「当社」といいます。）は、この「パソコンソフト使い放題サービス販売規約」（以下「本規約」といいます。）により、株式会社オプティムが提供する「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM (<https://unlimited-contents-uqco.optim.co.jp>)」（以下「対象サービス」といいます。）の利用権（以下「本権利」といいます。）を販売します。

## (定義)

第2条 本規約で使用する用語の意味は、本規約に別段の定めがない限り、当社が定める「YAMADA Air Mobile WiMAX 通信サービス契約約款」で定義する用語の意味に従うものとします。

2 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 購入契約	本規約に基づき毎月継続して当社から本権利を購入するための契約
2 契約者	当社と購入契約を締結している者
3 会員契約	YAMADA Air Mobile WiMAX 通信サービス約款に定める会員契約であって、購入契約の申込みの際現に当社とその申込みをした者との間に締結されているもの

## (契約の単位)

第3条 当社は、1の会員契約ごとに1の購入契約を締結します。

## (申込者の条件)

第4条 購入契約の申込みをすることができる者は、現に料金契約を締結している YAMADA Air Mobile WiMAX 契約者としてします。

## (申込みの方法)

第5条 購入契約の申込みは、当社所定の方法により行っていただきます。

2 前項の場合において、購入契約の申込みをしようとする者は、本規約のほか、当社が定める「オプションストア規約」及び株式会社オプティムが定める「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM利用規約」に同意のうえで申し込んでいただきます。

3 前2項の規定にかかわらず、令和3年8月1日以降、新たに購入契約の申込みを行うことはできません。

## (申込みの承諾)

第6条 当社は、購入契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込内容に虚偽事項、誤記又は記入漏れがあるとき。
- (2) 購入契約の申込みをした者が、本規約により生じる債務の支払いを怠るおそれがあるとき。
- (3) 購入契約の申込みをした者が、YAMADA Air Mobile WiMAX 通信サービス契約約款に定める利用停止の要件に該当し、YAMADA Air Mobile WiMAX 通信サービスの利用を停止され、又はその料金契約若しくは会員契約を解除されたことがあるとき。

- (4) 購入契約の申込みをした者が本規約に違反したことがあるとき。
  - (5) 購入契約の申込みをした者が指定した会員契約に料金契約が属していないとき。
  - (6) 株式会社オプティムが購入契約の申込みをした者への対象サービスの提供を拒むとき。
  - (7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 4 購入契約は、当社がウェブページにその申込みを受け付けた旨を表示した時点で成立するものとします。
- 5 前項の場合において、当社は、その翌日以降に順次、対象サービスの利用に必要な情報を、契約者がYAMADA Air Mobile WiMAX 通信サービスの契約者連絡先として登録しているメールアドレス宛てに通知するものとします。
- 6 サービス利用契約（対象サービスの利用に先立って、契約者と株式会社オプティムとの間でパソコンソフト使い放題 powered by OPTiM 利用規約に基づき締結する契約をいいます。以下同じとします。）は、購入契約と同時に成立するものとします。

（購入契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第7条 契約者が購入契約に基づいて本権利の提供を受ける権利は、第三者へ譲渡することができません。

（契約者が行う購入契約の解除）

第8条 契約者は、購入契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、購入契約は、当社にその通知が到達した日を含む料金月の末日をもって終了します。

（当社が行う購入契約の解除）

第9条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対し何ら催告等を行うことなく、その購入契約を解除できるものとします。

- (1) 契約者が本規約に違反したと当社が判断したとき。
  - (2) 契約者がサービス利用契約に違反したと株式会社オプティムが判断したとき。
  - (3) サービス利用契約が終了したことを当社が認知したとき。
  - (4) その他購入契約を継続することが不相当と当社が判断したとき。
- 2 当社は、前項の措置により契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

（購入契約の終了）

第10条 購入契約は、前2条によるほか、次の各号のいずれかに該当した場合は、その事象が発生した日を含む料金月の末日をもって終了するものとします。

- (1) 会員契約が終了したとき。
  - (2) 会員契約に属する料金契約がなくなったとき。
- 2 当社は、前項の措置により契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

（対象サービスの利用停止）

第11条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対し何ら催告等を行うことなく、その契約者による対象サービスの利用を直ちに停止できるものとします。

- (1) 契約者が本規約に違反したと当社が判断したとき。
- (2) 契約者がサービス利用契約に違反したと株式会社オプティムが判断したとき。
- (3) YAMADA Air Mobile WiMAX 通信サービス契約約款の定めによりその契約者の YAMADA Air Mobile WiMAX 通信サービスの利用を停止したとき。

(4) その他当社又は株式会社オプティムが何らかの緊急性を認めたとき。

2 当社は、前項の措置により契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

(月額料金の支払義務)

第 12 条 契約者は、購入契約が成立した日を含む料金月（その会員契約の下で初めて成立した購入契約にあっては、その翌々料金月とします。）から起算してその購入契約が終了した日を含む料金月までの期間について、下表に定める月額料金を支払っていただきます。なお、月額料金の日割りは行いません。

区 分	料金額
月額料金	1 購入契約ごとに月額 550 円（税込）

(月額料金の支払い)

第 13 条 当社は、本規約に別段の定めがない限り、月額料金の減額及び免除並びに受領済みの月額料金の返金を行いません。

2 契約者は、当社が定める「オプションストア規約」の定めに従って月額料金を支払っていただきます。

(本権利の有効期限)

第 14 条 本権利の有効期限は、その購入契約が終了した日を含む料金月の末日までとします。ただし、サービス利用契約等において契約者と株式会社オプティムとの間に別段の合意がある場合は、この限りではありません。

(免責)

第 15 条 当社は、本権利の購入に関連して契約者が被った損害等について、当社の故意又は重大な過失により発生した場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

附 則 (13-OP-018 号)

本規約は、平成 25 年 6 月 20 日から実施します。

附 則 (14-OP-010 号)

本改正規定は、平成 26 年 2 月 20 日から実施します。

附 則 (21-OP-009 号)

本改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。

附 則 (21-OP-016 号)

本改正規定は、令和 3 年 8 月 1 日から実施します。